

第58号議案

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年9月7日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年蒲郡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第4条第1項第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第6条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。